

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和6年度（令和5年度からの繰越分）農福連携プラス推進モデル事業」の  
国庫補助協議の募集について

平素より、本県の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、厚生労働省から国庫補助協議の募集がありましたので、下記をご確認のうえ、補助協議を希望される場合は関係書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

障害者就労施設等の事業者

※本事業の対象となる障害者就労施設等は、実施要綱をご確認ください。

※令和6年度中に確実に事業完了（支払いまで完了）できるもののみ対象とします。

2 提出書類

①別紙2, 3 (Excel形式)

②見積書(最低2者)(PDF形式)

③カタログ、仕様書等(PDF形式)

3 提出期限

令和6年5月27日(月)

※期限厳守

4 提出方法

電子申請システム(LoGoフォーム)で必要事項を入力後、ファイルを添付して提出してください。

協議は事業所ごとの受け付けとなりますので、複数事業所を協議する法人においては、複数回入力が必要となります。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/566957>

5 対象経費、補助額について

(1) 対象経費

ア 都道府県に配置しているコーディネーターが、障害者就労施設等が行う農福連携プラスの支援やモデル事業全体のコーディネートを行う場合、コーディネーターの人件費。また、都道府県がモデル事業の全部又は一部を民間団体等に委託して事業実施する場合、委託費

イ 障害者就労施設等が事業の実施のために導入する機械・機器等の整備費

ウ 障害者就労施設等が実施する事業の初期運用に係る専門家派遣の諸謝金、旅費等の一般管理費

※一事業あたり、1,300万円程度を目安とします。

※いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

※当事業はコーディネーターの伴走によるマッチングや立ち上げ等の支援が必須となっており、事業が採択された場合は、事業実施にあたり、一般社団法人岐阜県農畜産公社のコーディネーターと連携して進めていただくこととなります。なお、コーディネーターに係る費用は1,000千円を見込んでおり、積算内訳書にあらかじめ入力しています。

(2) 補助額

1つの施設・事業所あたりの補助基準額：12,000千円

※コーディネーターに係る費用（1,000千円）は、県から一般社団法人岐阜県農畜産公社へ直接支払うため、補助金には含まれません。

(3) 負担割合

国 10/10

6 補助要件について（抜粋）

- ① 事業を実施した障害者就労施設等は、マッチングや立ち上げ支援等の具体的な内容（設備・環境等のハード面及び技術習得等のソフト面）について、地域活性化の効果等について県に報告すること。
  - ② 上記についてホームページ等に公表すること
  - ③ 国・県のホームページ等への公表を了承すること
- 上記以外にも、複数要件がありますので国からの要綱等をよくご確認ください。

7 その他

本調査の回答をもって、補助をできるという確約にはなりませんので、念のため申し添えます。

8 留意事項

本事業では、機械・機器等の整備費用も補助対象としており、農林水産省の補助金と補助対象が重複していることから、本モデル事業において補助対象として計上した場合は、農林水産省の農山漁村振興交付金の対象外となります。